



派遣先からの個人情報照会に応じる？

派遣先の管理職から、当社が派遣している女性派遣労働者の携帯電話番号について照会がありました。「休日、急に連絡が必要な場合もあるから」というのですが、問題ないでしょうか。派遣先は指揮命令権を持ち、派遣労働者と特別の関係にあるので、情報の提供もやむを得ないのでしょうか。

派遣元が個人情報保護法に基づく「個人情報取扱事業者」に該当するときはもちろん、該当しないときでも、「派遣元指針（平 11・労働省告示第 137 号）」に基づき情報の適正な取扱いに努めるべきとされています。



派遣先は派遣労働者の雇用主ではなく、「派遣先に対して個人データを示す行為は、『第三者提供』に該当」します（派遣業務取扱要領）。個人データは、「法令に基づく場合等を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない」と規定されています（個人情報保護法第 23 条）。

派遣先へ提供可能なデータは、基本的には、「派遣法第 35 条に基づき通知すべき事項」「派遣労働者の業務遂行能力に関する情報」に限られます（前記取扱要領）。「派遣法に基づく事項」は、次の通りです。

- 派遣労働者の氏名
- 性別（45 歳以上、18 歳未満は年齢情報も）
- 健保・厚年・雇保の資格取得状況

本来、派遣元も労働者名簿の記載事項（労基法第 107 条）、健診情報（安衛法第 66 条）など法令に基づくもの以外は、本人の同意を得て情報を取得すべきです。携帯電話番号は本人の同意を得て取得したものだとしても、特定した利用目的以外で使用すべきではありません。